

長期療養者に対する就職支援事業

- ハローワーク新潟・長岡・上越・新発田に専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院等*と連携し、がん患者等に対する就職支援事業を実施しています。

*新潟県立がんセンター新潟病院、新潟市民病院、新潟大学医歯学総合病院、済生会新潟病院、長岡赤十字病院、新潟県厚生連長岡中央総合病院、新潟県立中央病院、新潟県厚生連上越総合病院、新潟県立新発田病院



- ・医療ソーシャルワーカー・医師・看護師と日常的にコミュニケーションをとり、就労支援への理解促進とともに信頼関係を構築
- ・連携先拠点病院が実施する研修会（医師・医療ソーシャルワーカー・看護師等向け）の講師として参加

治療・通院しながら働きたい方をサポートします！

ハローワーク

支援対象



転職を希望される方

* 在職中の方も対象となります。
治療・通院しながら働ける
仕事を探したい。



出張相談日

定期的ながん診療連携拠点
病院等にて実施

産業保健総合 支援センター

支援対象



仕事に就いている方

* 休職中の方も対象となります。
治療・通院しながら現在の
仕事を続けたい、復職したい。



出張相談日

日程調整の上、随時実施

病院へ
出張相談
を行う
支援機関



相談・支援



具体的な就職活動開始前の支援

- ① 仕事と治療の比重等、考え方の整理
- ② 今までの仕事・経験・知識の棚卸し
- ③ 現在の求人状況の説明
- ④ 就職希望条件の明確化・順位付け

①～④の後の具体的支援

- 希望する就職希望条件に応じた求人の開拓
- 求人条件の緩和を会社と交渉
- 応募書類の作成方法アドバイス
- 各種就職支援セミナーの紹介
- 職業訓練（ハローワーク）のあっせん
- 病名・治療状況を会社へ開示する（非開示にする）ことへのアドバイス

ご本人に同意を頂いた上で、病院とハローワーク間で治療状況と仕事探しの状況を情報共有し、よりきめ細やかな支援を行います。

連携

主な支援内容

- ・ 今までの仕事、雇用契約を確認
- ・ 業務上の調整要否を検討
- ・ 利用可能な支援制度を提案
- ※ 希望者のみ労使間の話し合いへ

両立支援促進員の活動イメージ

労働者
(患者)

個別面談をはじめ、
社会資源の紹介等



院内研修による周知、
主治医の意見書への提案

管理者・一般労働者への
啓発、教育等

医療機関

事業場

連携

就職決定

就職後も職場定着に向けた支援を実施

治療と仕事の両立・復職

必要があれば、復職後に支援再開

《お問合せ先》

ハローワーク
新潟・長岡・上越・新発田

《お問合せ先》

新潟産業保健総合支援センター
電話：025-227-4411



具体的な支援事例

入院中、退院はまだ先。
でも今後の仕事について考えたい。

病棟で出張相談。
現在のお仕事の話、体調面の配慮について相談。
退院後、ハローワークへ来所し、今後の方向性について相談。
職業訓練（ハロートレーニング）受講後、病名開示し就職。

治療のため、退職。
化学療法で通院中だが早く就職したい。

経験してきた仕事、体調面から今後の仕事を一緒に考える。
治療計画や病院と自宅の位置を踏まえ、就業場所の選定、
就業時間と治療時間を考慮し、病名と治療状況を開示し就職。

治療が落ち着いたので、子育てと通院と仕事を両立しながら、体調も理解してくれるところで働きたい。

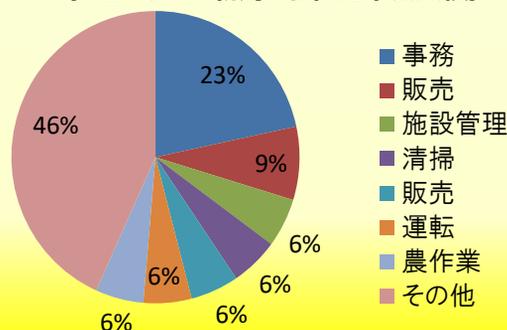
経験してきた仕事や体調の配慮のお話を整理し、
今後の仕事を一緒に考えていく。
子育てにかけける割合、周囲のサポート、通院の頻度を踏まえ、
どのくらい何時間働くか、働き方を検討。
所有資格を活かし、体調を配慮してもらいながら、
病名を開示し就職。

ご参考：就職された方の職種別割合

《会社からの配慮事項の例》

- 採用後は午前中の勤務から開始して、慣れたら勤務時間を延ばし、社会保険も加入。
- 始めのうちは事務的な仕事を行い、慣れたら事務以外の仕事をしてもらう。
- 通院時の休暇は、入社半年しなくとも有給扱いを可能とする。

《支援対象となり就職された方の職種別割合》 (ハローワーク新潟 令和元年度実績)



新潟産業保健総合支援センター



支援の進め方

出展：厚生労働省HPより抜粋

両立支援を必要とする労働者からの申出



両立支援のための情報のやりとり

※ 以下、ガイドラインの様式例を活用できる

① 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供



② 主治医から、就業継続の可否や就業上の措置、治療への配慮等について意見書を作成

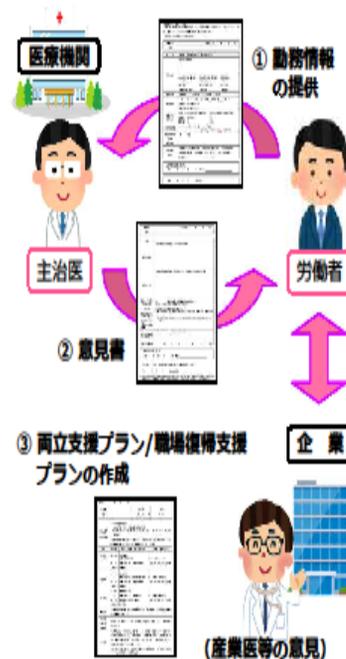


③ 職場における両立支援の検討と実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話し合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※ 「両立支援プラン」の作成が望ましい

※ 両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる



ぜひご相談ください。

- ・体調管理をしながら、働きたい。担当業務を続けるのは大変だ。辞めたくないし、どう相談したらいいか。
- ・長く続けてきた仕事が時々つらく感じる。今後も通院治療は必要だ。どんな制度が利用できるだろうか。

「早まり退職」をストップするためには、医療スタッフの声かけが重要です。

当センター利用のきっかけ
《令和元年度実績》

